

(応急仮設住宅の敷地の用に供するため使用貸借により貸し付けられている土地の評価)

[Q 9] 応急仮設住宅の敷地の用に供するため関係都道府県知事又は関係市町村(特別区を含む。)の長に使用貸借により貸し付けられている土地については、どのように評価するのですか。

[A]

災害救助法第2条((救助の対象))の規定に基づく災害の被災者に対する救助として供与される同法第4条((救助の種類等))第1項第1号の応急仮設住宅の敷地の用に供するため、関係都道府県知事又は関係市町村(特別区を含む。)の長に使用貸借により貸し付けられている土地の価額は、その土地の自用地としての価額から、その価額にその使用貸借に係る使用権の残存期間が評価通達25((貸宅地の評価))(2)のイからニまでの残存期間のいずれに該当するかに応じてそれぞれに定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価します。

これを算式で示すと、次のとおりとなります。

(算式)

$$\begin{aligned} & \text{応急仮設住宅の敷地の用に供す} \\ & \text{るため貸し付けられている土地} \\ & \text{の自用地としての価額} \quad \times \quad \left( 1 - \begin{array}{l} \text{評価通達 25(2)のイか} \\ \text{らニまでに定める残} \\ \text{存期間に応じる割合} \end{array} \right) \\ \\ & = \text{応急仮設住宅の敷地の用に供するため使用} \\ & \quad \text{貸借により貸し付けられている土地の価額} \end{aligned}$$

【関係法令等】

災害救助法第2条、第4条

災害個別通達5

評価通達25